

NO. 624  
平成26年(2014)  
1/10(金)



小笠原 —OGASAWARA—

村民だより

編集・発行 小笠原村総務課  
〒100-2101  
東京都小笠原村父島字西町  
TEL 04998 (2) 3111  
FAX 04998 (2) 3222

ホームページアドレス  
<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

選挙特集号

2月9日(日)は東京都知事選挙  
の投票日です  
〈母島は2月8日(土)繰上投票〉  
忘れずに投票しましょう。

### 【選挙日程】

告示日	1月23日(木)	
繰上投票日(母島)	2月8日(土)	午前7時から午後8時まで
投票日(父島)	2月9日(日)	午前7時から午後8時まで
開票日	2月9日(日)	午後9時から(即日開票)

【投票所】 《父島》 小笠原村地域福祉センター 《母島》 母島村民会館

◎投票所へは投票入場券を持参してください。  
(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方 および 20歳になられた方 へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの  
生年月日は？ → 平成 6年 2月11日以降 → 投票できません  
→ 平成 6年 2月10日以前

↓  
小笠原村に転入の  
届出をしたのは  
いつですか？ → 平成25年10月22日以前 → 小笠原村で投票できます  
(村外において不在者投票される方は裏面をご覧ください)  
→ 平成25年10月23日以降

↓  
以前の住所は東京  
都内ですか？ → 都外 → 投票できません  
→ 都内 → 前の住所地で投票となります(注)

※ 都外へ転出すると投票できなくなります。

(注) 前の住所地で投票する場合(都内の住所移転が1回の方に限ります)は、現住所地の区市町村長(小笠原村長)の発行する証明書または住民票の写しが必要です(無料で請求できます)。

今回の東京都知事選挙においては、前の住所地から投票用紙を取り寄せて小笠原村で不在者投票を実施するのは、おがさわら丸ドック中による郵便事情により、投票日までに投票済みの投票用紙を住所地の選挙管理委員会に送致するのが日程的に大変難しくなっていますので、あらかじめご了承ください。

## 【期日前投票について】

投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前に投票をすることができます。

期日前投票所へは、投票所入場券を持参してください。

《投票の対象者》 投票を行う日に選挙権のある方（「宣誓書」の提出が必要です）。

《期日前投票の場所と期間》

父島：村役場総務課 1月24日(金)～2月8日(土) 午前8時30分～午後8時

母島：母島支所 1月24日(金)～2月7日(金) 午前8時30分～午後6時

## 【1月23日(木)以降、父島～母島間で転居された方の投票について】

◎父島 から 母島 へ転居された方：2月9日(日)の投票日に 父島 で投票となります。

※2月7日(金)までに母島で期日前投票を行うこともできます。

◎母島 から 父島 へ転居された方：2月8日(土)の繰上投票日に 母島 で投票となります。

※2月8日(土)までに父島で期日前投票を行うこともできます。

☆ 期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(○ = その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

	期 日 前 投 票 場 所	1月24日(金) ～2月7日(金)	2月8日(土) 母島繰上投票日
父島 から 母島 へ 転 居 さ れ た 方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×
母島 から 父島 へ 転 居 さ れ た 方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×

## 【小笠原村以外の区市町村で不在者投票をされる方へ】

◎ 1月17日(金)までに 村役場総務課または母島支所へ“不在者投票”の投票用紙の請求(※)を行ってください。(所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。)

(※)内地から郵送で請求される場合は、1月14日(火)東京発のおがさわら丸でお送りください。この便に間に合わないと、おがさわら丸ドック中に伴う共勝丸による郵便が遅れた場合、投票用紙が滞在先へ届くのが投票日直前となる可能性が高く、投票日までに小笠原村へ送致されるのが日程的に厳しい状況となりますので、あらかじめご了承ください。

◎ 請求いただいた投票用紙は、滞在先へ郵送されます。請求はお早めにお済ませください。

◎ 投票用紙が到着したら、本人が直ちに滞在先の区市町村選挙管理委員会(指定病院(※))に入院の方は入院先の病院長等に持参し、係員の指示に従って投票してください。

◎ 投票後は、投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村へ送致されます。

◎ 2月7日(金)東京発のおがさわら丸に郵送で間に合うよう、余裕を持ってお済ませください。

この便より後になりますと、投票が無効になってしまいますのでご注意ください。

※指定病院とは

病院内で不在者投票を行うことができる施設であることを所在地の選挙管理委員会が定めている病院のことをいいます。詳しくは入院されている病院にご確認ください。